

門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業者選定委員会会議録

開催日時：令和4年12月5日（月）

午後2時から午後3時45分まで

開催場所：門真市役所本館4階第9会議室

出席者：委員長 水野市民文化部長

副委員長 山市民文化部次長

委員 船木企画課長

花田ICT推進課長

春田市民課長

事務局 大中市民課課長補佐

長久市民課主査

議題：(1) 会議の公開・非公開について
(2) 募集要領公表からの経過報告について
(3) 審査の方法について
(4) 提案書によるプレゼンテーション審査
(5) 結果報告及び受託候補者の決定

担当部署：市民文化部市民課

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業者選定委員会を開催いたします。 本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。 本日、事務局として進行いたします、市民課の大中です。 ここからは、失礼ながら座って進めさせていただきます。 まず初めに、本日は、委員5名中5名の出席となり、委員の過半数が出席しておりますので、門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業者選定委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。 次に、本日の資料を確認させていただきます。 本日使用する資料は、 ・参加事業者の企画提案書等 ・本日の会議次第 ・座席表
-----	--

事務局	・資料－１「門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業審査基準表」 ・資料－２「門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業者選定委員会設置要綱」 ・資料－３「審議会等の会議の公開に関する指針」 ・資料－４「門真市情報公開条例の抜粋」 ・資料－５「門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業に係る公募型プロポーザル参加事業者募集要領」 ・資料－６「タイムテーブル」 ・資料－７「門真市市民課窓口POSレジスター等導入業務仕様書」 ・資料－８「門真市市民課窓口キャッシュレス決済端末導入業務仕様書」 ・資料－９「門真市市民課窓口キャッシュレス決済業務仕様書」 ・(参考資料①) 質問書に対する回答 ・(参考資料②) プロポーザル参加申込書等 以上でございます。 資料に不足等ございませんでしょうか。 なお、「企画提案書等」及び資料－１「審査基準表」につきましては、後ほど事務局にて回収させていただきますので、ご了承ください。 それでは、資料－２「門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業者選定委員会設置要綱」をご覧ください。 本要綱第３条第２項の規定により、委員長に市民文化部長を充てることとなっております。 また、第５条第１項の規定により、「会議は、委員長が招集し、その議長となる。」となっておりますので、水野市民文化部長に、委員長並びに議長として、ここからの進行をお願いしたいと存じます。 水野委員長よろしくお願いいたします。
委員長	それでは、次第に従いまして進めてまいります。 はじめに案件(１)「会議の公開・非公開について」事

事務局	事務局より説明をお願いします。 それでは、事務局より説明させていただきます。 資料－３「審議会等の会議の公開に関する指針」及び資料－４「門真市情報公開条例の抜粋」をご覧ください。 「審議会等の会議の公開に関する指針」第３条に、会議の公開の基準が示されており、「審議会等の会議は公開するものとする」とございますが、同条第１号により、「門真市情報公開条例第６条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し審議等を行う場合」は会議を公開しないことができるかとされております。 本選定委員会におけるプレゼンテーション審査にしましては、公開することにより、参加事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることから、「門真市情報公開条例第６条の不開示情報の第２号のア」の規定に基づき、非公開とすることが妥当であると考えております。 なお、本選定委員会の議事録にしましては、選定結果とともに市ホームページで公表を予定しておりますが、プレゼンテーション審査の部分に関しては、会議の非公開と同様の理由により、記載を行わないものと考えております。 以上でございます。
委員長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。 (意見、疑問点なし) それでは、会議は非公開とし、本選定委員会のプレゼンテーション審査の記載に関し、公表を行わないことと決定いたします。 引き続きまして、案件(２)「募集要領公表からの経過報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局	資料－５「募集要領」の２ページ目の５．スケジュールをご覧ください。 まず、令和４年１１月９日に市ホームページにおいて募集要領の公告を行いました。 続いて、質問書の受付を１１月１６日まで行ったところ、計７個の質問があり１１月１７日に市ホームページで回答いたしました。 回答内容については、（参考資料①）質問書に対する回答に掲載しておりますのでご参照ください。 次に、参加申込の受付を１１月２２日まで行った結果、１者から申込みがありました。 この１者について、参加申込時に提出された書類により事務局で参加資格確認を行ったところ、参加資格要件を満たしておりましたので、本日はその１者によるプレゼンテーションを予定しております。 なお、参加資格要件等は、お手元の（参考資料②）プロポーザル参加申込書等をご参照ください。 以上でございます。
委員長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。 （意見、疑問点なし） 引き続きまして、案件（３）「審査の方法について」事務局より説明をお願いします。
事務局	資料－６「タイムテーブル」をご覧ください。本日の参加事業者の入室時刻につきましては、記載のとおりでございます。 時間になりましたら、事務局職員が参加事業者を集合場所からこちらの会場まで案内します。 事業者が入室しましたら、５～１０分程度でプレゼンテ

事務局	ーシヨンの準備を行っていただきます。 その後、事務局から事業者に対し、「団体の役員等に本市の市長または市議会議員が加わっていないか」「団体の構成員に暴力団員または暴力団員との密接な関係を有する者はいないか」という２点について、審査の前に確認いたします。 確認後、事務局から事業者に対し、プレゼンテーションについての説明を行います。プレゼンテーションの時間は40分以内とします。事務局の合図で開始となり、終了の５分前になりましたらベルを１回鳴らし、40分経過しましたらベルを２回鳴らし、その時点でプレゼンテーション終了となります。 プレゼンテーション終了後、20分程度の質疑応答を行います。質疑応答の進行につきましては挙手制とさせていただきます、挙手した委員を事務局が指名し、質問していただく形とします。20分経過時にベルを１回鳴らし、その時点でされている質問への回答が終わった時点で終了となります。 質疑応答が終了しましたら、事務局から事業者へお知らせをお伝えした後、退出していただきます。 採点につきましては、事業者のプレゼンテーションが終了した時点で10分程度、お時間を設けておりますので、委員の皆さまはこの時間で資料－１「審査基準表」へ採点をお願いいたします。 次に採点について説明いたします。 資料－１「審査基準表」をご覧ください。 記入方法につきましては、配点を右側の採点欄にご記入ください。採点は①から⑨の各審査項目について、最低１点以上の点数を、１点単位の正数で付けていただきます。 なお、⑧「費用対効果について」（形式点）については、あらかじめ事務局より配点しておりますので、記入不要でございます。 参加事業者全ての評価終了後、事務局にて「審査基準
-----	---

事務局	表」を回収させていただき、集計を行います。事務局による集計中は、休憩時間とさせていただき、集計完了後、委員の皆さまに結果をご報告いたします。 資料－５「募集要領」７ページ目の11. 審査方法をご覧ください。 事業者の選定については、最高評価点を得た事業者を受託候補者に選定するとしております。 ただし、評価点数合計が満点の６割を満たしていない場合等は、受託候補者の選定を行わないものといたします。 補足しますと、委員１人あたりの最大点数は100点で、本日は委員５名全員が出席しておりますので、評価点数の合計は500点となります。その６割にあたる300点に満たない場合は、受託候補者として選定しないものです。 説明は以上でございます。
委員長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 (意見、疑問点なし) それでは、案件（４）「提案書によるプレゼンテーション審査」に移らせていただきます。なお、これよりプレゼンテーション終了まで、事務局に進行をお願いします。
事務局	それでは、これより参加事業者に入室していただきます。 (A社入室) これより、５～10分程度でプレゼンテーションの準備を行ってください。 (準備完了を確認)

事務局	審査の前に２点確認をさせていただきます。 御社の役員等に本市の市長または市議会議員が加わっていないでしょうか。 (A社 いないと回答) 次に、御社の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。 (A社 いないと回答) では、これからプレゼンテーション審査についての説明をさせていただきます。 プレゼンテーションの時間は40分以内となります。終了5分前になりましたらベルを１回、終了時にベルを２回鳴らしますので、必ず制限時間内に説明を終えてください。 プレゼンテーション終了後、委員から質問を行いますので、明瞭・簡潔にご回答をお願いいたします。なお、審査で発言された内容は全て記録され、御社が当事業を実施する場合には、遵守すべき事項となります。また、必要があれば公表の対象となる場合がありますので、ご承知おきください。 それでは、プレゼンテーションを始めてください。 【A社 プレゼンテーション】（非公開） 時間となりましたので、プレゼンテーションを終了してください。 次に質疑応答に移ります。質疑応答時間は20分程度ですが、プレゼンテーションを早く終えたため、その分長めに取らせていただきます。 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。 【A社 質疑応答】（非公開）
-----	--

事務局	時間となりましたので、質疑応答を終了させていただきます。 本日の選定結果は、12月上旬に郵送で通知させていただきます。また、市ホームページにも公表いたします。 本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。それでは、片付けをしていただきご退室ください。 ～ 5 分程度で片付け～ (A社退室) お疲れ様でした。以上で事業者によるプレゼンテーションが終了しました。 ただいまより10分程度採点の時間を取らせていただきます。委員の皆さまは、審査基準表に採点をお願いします。採点終了後、審査基準表を回収いたしますが、早く採点が終了された方は、適宜、事務局に提出していただければと思います。 (委員による採点) (審査基準表を回収) 全ての委員の採点が終了いたしました。これより事務局にて集計いたします。委員の皆さまは集計を行う間、休憩とさせていただきます。 午後3時45分を目途に再開しますので、ご参集いただきますようお願いいたします。 また、再開後は、委員会の進行を委員長へお返ししますので、よろしくお願いいたします。 (事務局による集計) ～再 開～
委員長	では、選定委員会を再開いたします。 案件(5)「結果報告及び受託候補者の決定」について

事務局	事務局より集計結果の報告をお願いします。 (集計結果をスクリーンに表示) それでは、集計結果を報告いたします。 スクリーンをご覧ください。 集計の結果、 「大和ハウスフィナンシャル株式会社」が418点となります。 評価点数合計500点の6割にあたる300点以上となっております。 集計結果の報告は以上でございます。
委員長	ただいま、事務局より集計結果の報告がありました。 このことから「大和ハウスフィナンシャル株式会社」及びその共同事業者である「シャープマーケティングジャパン株式会社」を、門真市市民課窓口キャッシュレス決済導入事業の受託候補者として選定してよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは最後に、今後のスケジュール等について、事務局より説明願います。
事務局	今後のスケジュールですが、事業者選定結果を12月上旬にプロポーザル参加事業者に書面にて通知するとともに、市ホームページで公表いたします。 その後、選定事業者と速やかに契約締結の手続きに入り、事業の準備を開始してまいります。 事業実施にあたりまして、委員の皆さまにご意見等伺いすることがあるかもしれませんが、その際はご協力をお願いいたします。 以上でございます。

委員長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 (質問なし) それでは、これにて閉会とさせていただきます。 本日はお疲れ様でした。
-----	---